

避難情報の判断・伝達



本テーマの概要

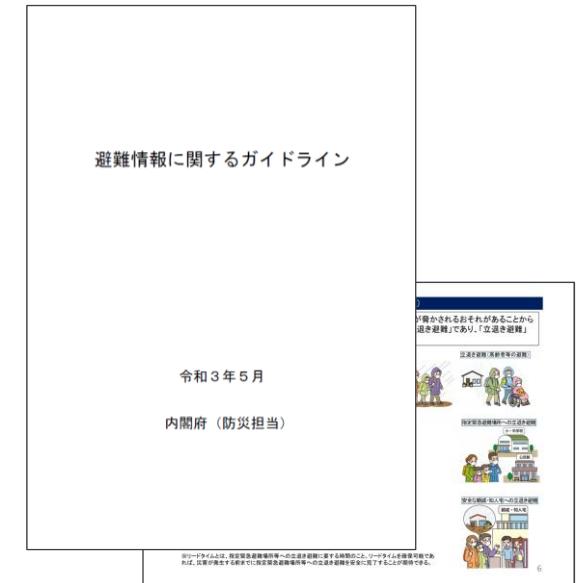


はじめに

- 本eラーニングは、主に内閣府(防災担当)「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)に基づいて作成しております。
- お手元に上記のガイドラインをご準備ください。
- その他の参考資料は以下のとおりですので、必要に応じ参考しながら動画をご覧ください。

- ・内閣府(防災担当)「水害からの広域避難に関する基本的な考え方」(令和3年5月)
- ・内閣府(防災担当)「市町村のための水害対応の手引き」(令和3年5月)
- ・総務省消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」(平成25年3月)

*火山災害に伴う避難については「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き【第2版】」(令和3年5月)を別途ご参照ください。



避難情報の種類と求められる避難行動

災害対策基本法に基づき、災害時に居住者等の適切な避難を促すために、市町村長により避難情報が発令される

警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
<p>~~~~~ <警戒レベル 4 までに必ず避難！> ~~~~</p>			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難

➡ 改正前：「警戒レベル5災害発生情報」

安全な避難ができない場合に、直ちに身の安全を確保するよう求める「緊急安全確保」に変更

➡ 改正前：「警戒レベル4避難勧告」及び「警戒レベル4避難指示（緊急）」

「避難指示」に一本化

➡ 改正前：「警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始」

名称を「高齢者等避難」に変更



避難情報に関する市町村の責務

地域防災計画の作成と実施が責務であり、避難情報の発令基準の作成が必要不可欠
災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、避難情報を発令(市町村長)

● 避難情報に関する市町村の責務(災害対策基本法第56条、第60条)

- ① 災害時に情報に基づき的確に判断を行い、避難情報を発令・伝達する
- ② 具体的な発令基準の設定、情報伝達手段の確保、防災体制の整備を行う
- ③ 居住者等の一人一人が適切な避難行動をとることができるように平時から防災知識の普及を図るとともに、災害時には居住者等の主体的な避難行動を支援する情報を提供する

【災害対策基本法】※抜粋

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。(以下、略)

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。(以下、略)



広域避難の考え方

● 広域避難とは 参照:令和3年5月災害対策基本法改正

- 他の市町村等へ行政界を越えた避難

● 広域避難における避難行動の特徴

- 早めの避難が一層重要
- 自主的な避難先の確保が一層重要。また、避難手段の確保が一層困難
- 屋内安全確保ができない状況となることも想定される
- 可能な限り近距離の避難先・移動に負荷をかけない避難手段の確保が一層重要



内閣府「水害からの広域避難に関する基本的考え方」より



避難先



避難手段



避難のタイミング

どのタイミングでどのような名称の情報を発信するか、
地域の実情を踏まえた個別の整理、平時からの周知が必要



躊躇なく避難情報を発令するための体制構築

●全庁をあげた防災体制の構築と優先業務の絞り込み

- ・ 優先業務の絞り込みとあらゆる部局の職員の活用
- ・ 指定緊急避難場所の開放に関わらず発令できる体制

●河川事務所・気象台等の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制の構築

- ・ 河川事務所・気象台等の職員との顔の見える関係づくり
- ・ 気象防災アドバイザー等の専門家の活用
- ・ 効率的な情報伝達システムの導入

●訓練及び研修を通じた改善

- ・ 実践や訓練を通じた防災体制や発令基準
- ・ 伝達手段等の改善



防災気象情報等の標準的な発表の流れと災害時対応

防災気象情報等	共通	<ul style="list-style-type: none"> ●台風情報 ●府県気象情報 					
		水害	土砂災害	高潮災害	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
		<ul style="list-style-type: none"> ●早期注意情報 (警報級の可能性) 	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨注意報 	<ul style="list-style-type: none"> ●高潮注意報 (警報級の可能性) 	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨注意報 (警報級の可能性) ●大雨警報(土砂災害) ●土砂災害警戒情報 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難判断水位 	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨特別警報(土砂災害)
					<ul style="list-style-type: none"> ●氾濫注意水位 	<ul style="list-style-type: none"> ●氾濫危険水位 	<ul style="list-style-type: none"> ●氾濫開始相当水位
							<ul style="list-style-type: none"> ●氾濫発生情報
ガイドラインで想定する主要災害時対応	水害	<p>警戒レベル3 高齢者等避難の発令判断 (避難が必要な状況が夜間・早朝の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第1次防災体制 ●1時間毎に河川水位、雨量(実況、予測)、洪水警報の危険度分布等を確認 					
	土砂災害	<p>警戒レベル3 高齢者等避難の発令判断 (避難が必要な状況が夜間・早朝の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第1次防災体制 ●時間毎に雨量(実況、予測)、土砂災害の危険度分布を確認 					
	高潮災害	<p>警戒レベル3 高齢者等避難の発令判断 (避難が必要な状況が夜間・早朝の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第1次防災体制 ●第2次防災体制 ●1時間毎に潮位(実況、予測)を確認 					
		<p>警戒レベル3 高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第3次防災体制 ●10分毎に河川水位、雨量(実況、予測)、洪水警報の危険度分布等を確認 					
		<p>警戒レベル4 避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第4次防災体制 ●10分毎に雨量(実況、予測)、土砂災害の危険度分布を確認 					
		<p>警戒レベル5 緊急安全確保</p>					

標準的な流れであり、実際の情報や対応がこのとおりになるとは限らないことに留意



本テーマの学習範囲

災害時

災害発生のおそれの高まりに応じた
避難情報の発令と速やかな伝達

情報収集 → 判断 → 発令 → 伝達

平 時

発令基準の設定や
情報伝達手段の確保、
防災体制の整備

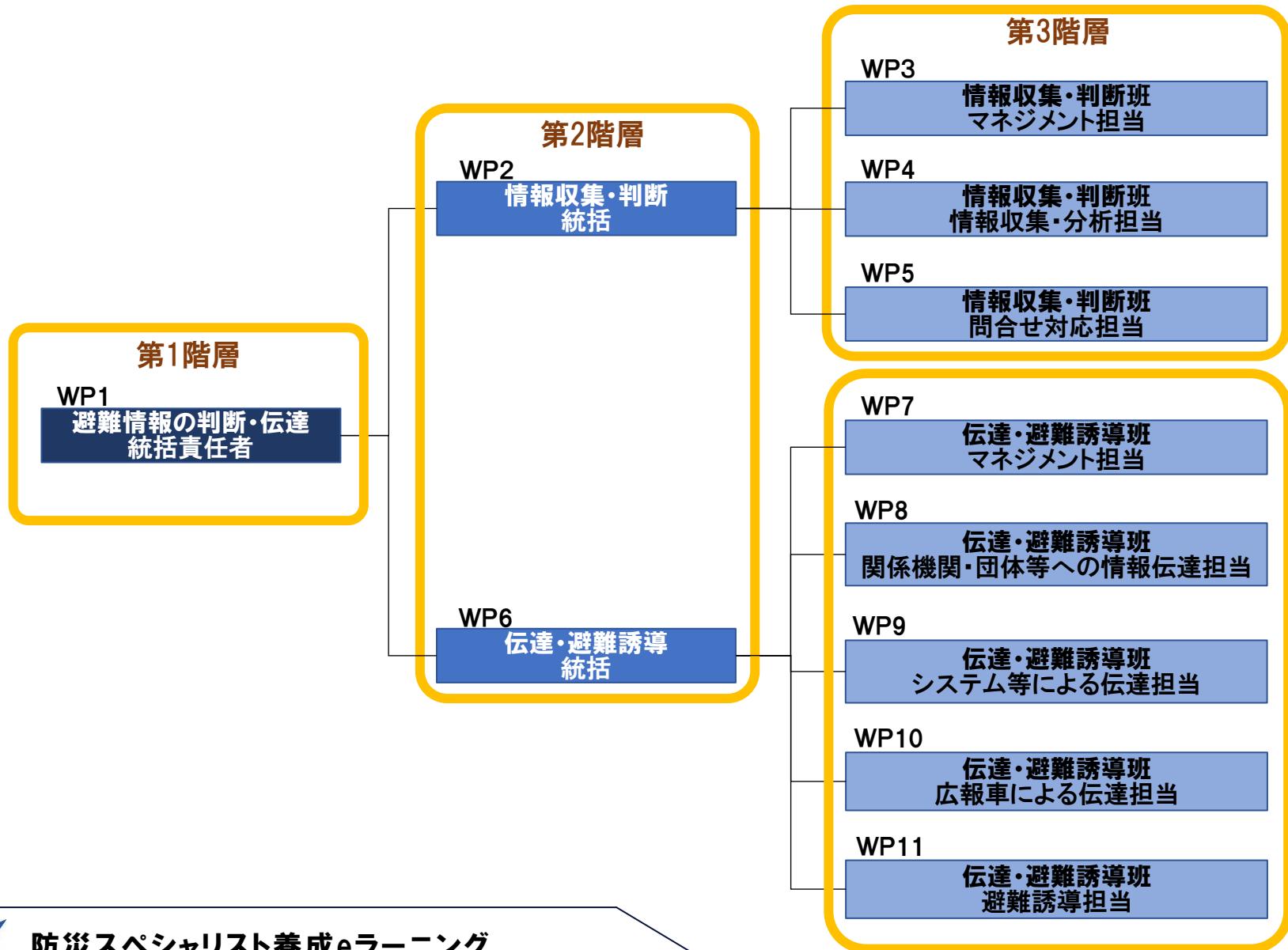
居住者等の主体的な
避難行動を支援する
情報の提供



：テーマの学習範囲



避難情報の判断・伝達の体制図



WP1

避難情報の判断・伝達 統括責任者



WP1 避難情報の判断・伝達 統括責任者

業務の目的

- 居住者等が自らの判断で避難行動をとることを支援するための判断を的確に行い、避難に必要な時間を考慮して適時に伝達する
- 危険な場所にいる居住者等が、避難情報の発令をうけて自らの場所の危険性を理解し、求められる避難行動をとり、安全に避難を完了できる

主な関係者

- WP2 情報収集・判断 統括
- WP6 伝達・避難誘導 統括



WP2 情報収集・判断 統括

業務の目的

- 災害発生のおそれの高まりに応じ、情報収集・分析による見通しを立て、意思決定者(市町村長)が避難情報の発令を判断するための根拠を示す
- 避難情報の判断のために、庁内及び関係機関等と必要な体制を構築するとともに、住民からの通報を活用する



WP6 伝達・避難誘導 統括

業務の目的

- 避難情報が伝達され、危険な場所にいる居住者等が安全に避難を完了する
- 避難情報の伝達のために、庁内及び関係機関等と必要な体制を確立する



確認テスト

No	問題
1	行政による避難情報は、住民が主体となつた避難行動を促すよう、呼びかけるものである。
2	居住者がとるべき避難行動は事前から決定されていることから、市町村長は早めに避難情報の発令を判断する必要はない。
3	災害警戒期において、避難情報の判断・伝達に係る業務量は膨大となるため、情報収集・分析と伝達・避難誘導に担当を分けて配置することが望ましい。

問題文が正しい場合は「〇」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト(解答)

No	問題	正解	掲載箇所
1	行政による避難情報は、住民が主体となつた避難行動を促すよう、呼びかけるものである。	○	住民主体の避難行動を促す。 WP1の「業務の目的」の1項目めを参照。
2	居住者がとるべき避難行動は事前から決定されていることから、市町村長は早めに避難情報の発令を判断する必要はない。	×	災害の規模や状況に応じて求められる避難行動は異なり、早めの発令判断が必要。WP1の「業務の目的」の2項目めを参照。
3	災害警戒期において、避難情報の判断・伝達に係る業務量は膨大となるため、情報収集・分析と伝達・避難誘導に担当を分けて配置することが望ましい。	○	WP1の「主な関係者」を参照。



WP2

情報収集・判断

統括



WP2 情報収集・判断 統括

業務の目的

- 災害発生のおそれの高まりに応じ、情報収集・分析による見通しを立て、意思決定者(市町村長)が避難情報の発令を判断するための根拠を示す
- 避難情報の判断のために、庁内及び関係機関等と必要な体制を構築するとともに、住民からの通報を活用する

主な関係者

- WP3 情報収集・判断班 マネジメント担当
- WP4 情報収集・判断班 情報収集・分析担当
- WP5 情報収集・判断班 問合せ対応担当



WP3 情報収集・判断班 マネジメント担当

業務の目的

- 避難情報の発令に必要な情報を適切かつ確実に収集できる府内体制および関係機関との連携体制を整備する
- 災害発生のおそれの高まりを示す情報を踏まえ、危険な場所にいる居住者等への避難情報の発令に対する見通しを立て、意思決定者(市町村長)が判断できるようにする



WP4 情報収集・判断班 情報収集・分析担当

業務の目的

- 災害発生のおそれに関する情報を収集・分析し、マネジメント担当が避難情報の発令を検討できるようにする
- 災害種に応じて必要なシステム等を用いて情報を収集し、各地域の状況や災害発生の見込みを明らかにする



WP5 情報収集・判断班 問合せ対応担当

業務の目的

- 居住者等からの電話による通報・問合せに一元的に対応し、避難情報の判断・伝達を行う部署の業務煩雑化を防ぐ
- 居住者等による通報から各地域の状況を把握する



確認テスト

No	問題
1	避難情報の発令の判断においては、今後の見通しを立てることはできないため、被害発生が確実になった場合に判断する必要がある。
2	避難情報の発令の判断は市町村長が実施すべき事項であるが、庁内の体制整備だけでなく、関係機関との連携体制を整備することも重要である。

問題文が正しい場合は「〇」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト(解答)

No	問題	正解	掲載箇所
1	避難情報の発令の判断においては、今後の見通しを立てることはできないため、被害発生が確実になった場合に判断する必要がある。	×	情報収集・分析により今後の見通しを立て、早めの判断が必要である。WP2「業務の目的」1項目めを参照。
2	避難情報の発令の判断は市町村長が実施すべき事項であるが、庁内の体制整備だけでなく、関係機関との連携体制を整備することも重要である。	○	WP2「本業務の関係者」を参照。



WP3

情報収集・判断班

マネジメント担当



WP3 情報収集・判断班 マネジメント担当

業務の目的

- 避難情報の発令に必要な情報を適切かつ確実に収集できる府内体制および関係機関との連携体制を整備する
- 災害発生のおそれの高まりを示す情報を踏まえ、危険な場所にいる居住者等への避難情報の発令に対する見通しを立て、意思決定者(市町村長)が判断できるようにする

主な業務

- 1.1 情報収集の指示及び発令／切替の判断



1.1 情報収集の指示及び発令／切替の判断

- 1.1.1 収集された各種情報を踏まえて、予め定められた体制の立ち上げを指示する
- 1.1.2 各種情報に加え、地域の自然特性や社会特性、季節や時間帯等を考慮し、災害発生のおそれに関する状況を判断する
- 1.1.3 状況判断を踏まえて、関係機関との協議のうえ、行政界を越える広域避難の実施を判断する
- 1.1.4 状況判断を踏まえて、予め設定した基準に基づき避難情報の発令/切替/解除と対象区域・対象者を決定する
- 1.1.5 避難情報の発令内容(時刻、避難情報の種類、対象区域・対象者、避難先等)を災害対策本部長に進言する
- 1.1.6 避難情報の発令/切替/解除を都道府県及び関係機関に報告する

内閣府「避難情報に関するガイドライン」p.48-52, 99, 101, 121-123,

126-128

内閣府「水害からの広域避難に関する基本的な考え方」p.11-18

内閣府「市町村のための水害対応の手引き」p.13-16, 21-24, 26

総務省消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」p.32 より作成



【解説】避難情報の発令基準の設定例

1.1.4 「予め設定した基準」とは

手順1 避難情報を発令する対象災害の確認

- 「原則として居住者等の命を脅かす危険がある災害」を発令対象とする

手順2 避難情報の発令対象区域の設定(絞り込み)

- 「災害リスクのある区域等」において「河川の氾濫や土砂災害等の発生の切迫度(災害の切迫度)が高まっている場合」に発令
- 防災気象情報の発表内容に応じて、各種浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクのある区域を基本に発令できるよう、対象区域の絞り込み方を検討しておく

手順3 避難情報の発令基準の設定(発令タイミングの設定)

- 防災気象情報のほか、時間帯、防災施設の状況、現地情報、関係機関からの情報提供等をもとに総合的に判断



いざというときに躊躇なく発令できるよう、具体的でわかりやすい発令基準をあらかじめ設定しておく必要



【事例】広域避難の事例

1.1.3 「広域避難」とは

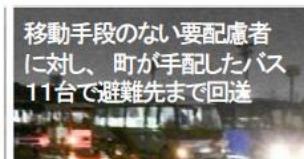
□令和元年東日本台風の状況

- 台風接近による暴風雨が続き、台風通過後の10月12日23時頃まで降雨が継続。その後、下流の栗橋地点において同13日0:40頃に氾濫危険水位、同3時頃に最高水位に達した。
- 広域避難の基本的な考え方（案）が検討中であったことと、既に各市町の避難対応が始まっていたため、広域避難の共同検討は行われず、これまでの協議会での検討等を踏まえ、3市町（加須市、境町、板倉町）で個別に広域避難が実施された。



- 境町では住民計約3,200名が避難し、うち約2,200人（約7割）が2つの高校へ広域避難を実施。
- 境町では、午前1:47の避難指示（緊急）発令後、町長の呼びかけ、消防団の追い出しで初めて危機感を感じた住民も多く、避難時間が集中し、渋滞発生の一つの大きな要因となった。

バスによる避難者の輸送
出典：第1回 気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会配付資料



- 埼玉県加須市では、同13日午前1時に北川辺地域全地区を対象に避難指示（緊急）を発令。約9,000人が避難し、そのうち約8,000人が広域避難（通常の避難先ではなく大規模浸水を想定した広域避難先への避難）を行った。市が広域避難用に用意したバス10台（延べ15回輸送）、自家用車などで避難が行われたが、避難する車で道路が渋滞したため、加須市が加須警察署に交通指導を依頼し、信号を手動操作してもらった。



平成31年に、加須市、古河市、坂東市、板倉町、境町等で「基本的な考え方（案）」をとりまとめ
※避難対象者：約13万人

得られた知見：
①検討の積み重ねにより広域避難を実現した
②共同検討開始のタイミングの難しさ
③道路渋滞・混雑



【解説】広域避難に関する制度の創設

1.1.3 「広域避難」とは

● 広域避難に関する制度創設の経緯

- 近年、水害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、中央防災会議のワーキンググループや内閣府が東京都と共同で設置した「首都圏における大規模水害広域避難検討会」等において首都圏における広域避難のあり方等を検討
- 令和元年東日本台風では、想定されたタイミングでの避難先・避難手段の確保が難しい等の課題が明らかに

● 令和3年5月災害対策基本法等の改正内容

- 災害が発生するおそれがある段階での国の災害対策本部の設置(災害対策基本法第23条の3～28条の2関係)
- 同段階での広域避難の協議(災害対策基本法第61条の4～第61条の7関係)
- 同段階での居住者等の運送要請等(災害対策基本法第61条の8関係)
- 同段階での災害救助法の適用(災害救助法第1～2条関係)



江東5区大規模水害広域避難計画リーフレット



【参考】南海トラフ地震臨時情報に基づく避難指示等の発令

1.1.3「広域避難」の関連情報

●南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)時の地域別防災対応

南海トラフ地震防災対策推進地域			
最初の地震発生から1週間		地震発生後1週間から2週間	
地震発生後2週間以降			
	社会状況を踏まえて日頃からの地震への備えを再確認等	要配慮者のみ避難	全住民が避難
	日頃からの地震への備えを再確認等	日頃からの地震への備えを再確認等	日頃からの地震への備えを再確認等
	通常の生活※	通常の生活※	通常の生活※

「高齢者等避難」を発令
「避難指示」を発令

※大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う



確認テスト

No	問題
1	避難情報の発令内容は、災害発生のおそれを示す情報が、予め設定した発令基準を満たした時点で、地域特性や時間帯によらず自動的に発令とするべきである。
2	マネジメント担当は、収集された各種情報を分析し、避難情報の発令内容を判断し、発表する。

問題文が正しい場合は「〇」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト(解答)

No	問題	正解	掲載箇所
1	避難情報の発令内容は、災害発生のおそれを示す情報が、予め設定した発令基準を満たした時点で、地域特性や時間帯によらず自動的に発令とするべきである。	×	地域の特性や災害発生の見込みなどを総合的に勘案する。WP3「業務の目的」を参照。
2	マネジメント担当は、収集された各種情報を分析し、避難情報の発令内容を判断し、発表する。	×	市町村長が発令の判断を行った後、発表する。WP3「業務の目的」の2項目めを参照。



WP4

情報収集・判断班

情報収集・分析担当



WP4 情報収集・判断班 情報収集・分析担当

業務の目的

- 災害発生のおそれに関する情報を収集・分析し、マネジメント担当が避難情報の発令を検討できるようにする
- 災害種に応じて必要なシステム等を用いて情報を収集し、各地域の状況や災害発生の見込みを明らかにする

主な業務

- 1.2 災害発生のおそれに関する情報収集・分析



1.2 災害発生のおそれに関する情報収集・分析

- 1.2.1 気象庁や都道府県の防災情報提供システム等を活用し、災害発生のおそれを示す情報を収集・整理する
- 1.2.2 消防団や自主防災組織等から堤防等の施設の異常が報告された場合、速やかに異常の程度を確認し位置を特定する
- 1.2.3 関係機関に対し、避難指示等の発令/切替/解除の判断に関する助言を求める
- 1.2.4 収集した情報を分析し、予め設定した基準と照らし合わせ、避難指示等の発令/切替/解除と対象区域・対象者の絞り込みを検討する

内閣府「避難情報に関するガイドライン」p.48-52, 62, 100, 101
内閣府「市町村のための水害対応の手引き」p.21-24

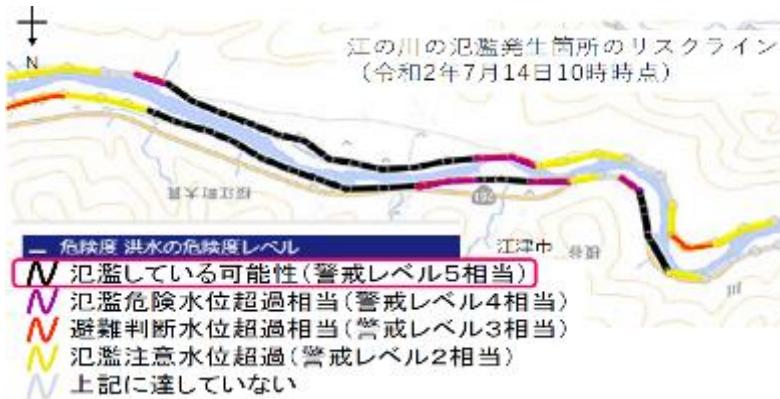
総務省消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」p.36-37 より作成



【解説】災害種ごとに発令判断の参考にする情報

1.2.1「災害発生のおそれを示す情報」とは

災害種	発令判断に資する情報
洪水	水位の実況値、水位上昇の見込み、台風情報、洪水警報等、堤防等の施設に係る情報、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)、指定河川洪水予報、水位到達情報
土砂災害	台風情報、大雨警報(土砂災害)、土砂災害警戒情報、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)
高潮	台風情報、高潮警報等、高潮氾濫発生情報、暴風警報等
津波	大津波警報、津波警報、津波注意報



左:国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)
右:土砂キキクル



【解説】関係機関の協力・助言

1.2.3 「助言」を
求めることができる
「関係機関」とは

- 避難指示等を発令しようとする場合、関係機関に助言を求めることができる
- 関係機関から、必要に応じて能動的な情報提供がなされる場合もある
- 平時から国の関係機関や都道府県と連絡を密にとり、いざという時に的確に運用できる体制(=顔の見える関係)を構築する

【災害対策基本法】※抜粋
(指定行政機関の長等による助言)

第六十一条の二 市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第三項の規定により緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

【防災基本計画】※抜粋
(第2編 第2章 第1節 2 住民等の避難誘導)

○ 指定行政機関〔国土交通省、気象庁等〕、指定地方行政機関及び都道府県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、都道府県は、時機を失すことなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。



確認テスト

No	問題
1	情報収集・分析担当は、避難情報の発令判断に資する情報を適宜各システムで監視し、予め設定した発令基準と照らし合わせて、災害発生の見込みを分析する。
2	避難指示等の発令／切替の検討において、関係機関からの助言を得ることはできない。

問題文が正しい場合は「〇」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト(解答)

No	問題	正解	掲載箇所
1	情報収集・分析担当は、避難情報の発令判断に資する情報を適宜各システムで監視し、予め設定した発令基準と照らし合わせて、災害発生の見込みを分析する。	○	WP4「業務の目的」の2項目めを参照。
2	避難指示等の発令／切替の検討において、関係機関からの助言を得ることはできない。	×	災害対策基本法第61条の2より、国や県の関係機関に助言を求めることができる。WP4の1.2.3を参照。



WP5

情報収集・判断班

問合せ対応担当



WP5 情報収集・判断班 問合せ対応担当

業務の目的

- 居住者等からの電話による通報・問合せに一元的に対応し、避難情報の判断・伝達を行う部署の業務煩雑化を防ぐ
- 居住者等による通報から各地域の状況を把握する

主な業務

- 1.3 居住者等からの通報・問合せ対応



1.3 居住者等からの通報・問合せ対応

- 1.3.1 居住者等からの通報・問合せ窓口を一元化し、広く迅速に公表する
- 1.3.2 居住者等からの防災施設の状況や前兆現象の発生等に関する通報を記録し、庁内で共有する
- 1.3.3 収集された各種情報や発令情報を踏まえ、居住者等からの避難の必要性等に関する問合せに対応する



【事例】災害警戒期の問合せ・通報対応

1.3.1「窓口の一元化」の関連情報

● 茨城県常総市(平成27年9月関東・東北豪雨)

- 防災担当部署は市民等からの電話対応に追われ、情報の集約や状況分析、関係機関への情報提供等ができず
- 市民からは、防災行政無線の放送後にその放送内容に関する問い合わせが多く寄せられた



常総市役所周辺の様子

● 福岡県朝倉市(平成29年7月九州北部豪雨)

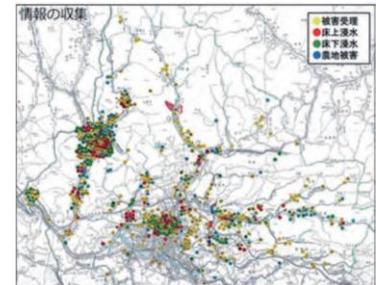
- 防災担当部署が電話対応に追われ、防災気象情報を確認・把握する余裕がなかった
- 住民からの災害発生情報をもとに避難指示等を発令



朝倉市災害対策本部の様子

● 大分県日田市(平成29年7月九州北部豪雨)

- 災害警戒体制を設置した段階で、防災担当部署ではなく、「電話対応班」が住民からの問合せ・通報に対応
- 防災担当部署では、自治会長や防災関係機関からの電話に限定



日田市 住民からの情報を集約した地図



住民からの通報・問合せ窓口の一元化と迅速な公表

常総市水害対策検証委員会「常総市鬼怒川水害に関する検証報告書」
日田市「平成29年7月九州北部豪雨日田市災害記録誌」
朝倉市「平成29年7月九州北部豪雨朝倉市災害記録誌」より作成



【参考】一般的な問合せ対応の仕組み

- JISQ10002: 2019(ISO10002: 2018) 品質マネジメント—顧客満足—組織における苦情対応のための指針
 - ・ 苦情対応について、迅速で、客観性を持ち、顧客重視のアプローチで実施し、継続的な改善を行うためにPDCAサイクルを回すマネジメントシステム
- 苦情対応プロセスの運用
 1. コミュニケーション(苦情対応情報へ容易にアクセスできる)
 2. 苦情の受理(苦情に関する情報の記録)
 3. 苦情の追跡(解決までの追跡がいつでも出来る)
 4. 苦情の受理通知(苦情申出者への苦情を受理した旨の速やかな通知)
 5. 苦情の初期評価(受理時の苦情の重大性や即時処理などを評価する)
 6. 苦情の調査(調査は重大な苦情ほど深いレベルで行う)
 7. 苦情への対応(解決策や問題の是正や再発防止の対策)
 8. 決定事項の伝達(申出者を含むすべての関係者に処置などの決定事項を伝達する)
 9. 苦情対応の終了(申出者が処置を受け入れて対応は終了する)



確認テスト

No	問題
1	災害警戒期における居住者等からの避難に関する問合せは、地域の状況により多様で回答も複雑になるため、防災担当部署以外の職員には対応が難しい。
2	居住者等からの通報・問合せには、避難情報の判断にあたり各地域の状況を把握するための貴重な情報が含まれており、庁内に共有して適切に集約・分析することが望ましい。

問題文が正しい場合は「〇」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト(解答)

No	問題	正解	掲載箇所
1	災害警戒期における居住者等からの避難に関する問合せは、地域の状況により多様で回答も複雑になるため、防災担当部署以外の職員には対応が難しい。	×	状況に応じ提供すべき情報を整理可能であり、必要な情報収集・分析等の妨げとならないよう、別部署(対策班)に一元化すべき。WP5「業務の目的」の1項目めを参照。
2	居住者等からの通報・問合せには、避難情報の判断にあたり各地域の状況を把握するための貴重な情報が含まれており、庁内に共有して適切に集約・分析することが望ましい。	○	WP5「業務の目的」の2項目めを参照。



WP6

伝達・避難誘導

統括



WP6 伝達・避難誘導 統括

業務の目的

- 避難情報が伝達され、危険な場所にいる居住者等が安全に避難を完了する
- 避難情報の伝達のために、庁内及び関係機関等と必要な体制を確立する

主な関係者

- WP7 伝達・避難誘導班 マネジメント担当
- WP8 伝達・避難誘導班 関係機関・団体等への情報伝達担当
- WP9 伝達・避難誘導班 システム等による伝達担当
- WP10 伝達・避難誘導班 広報車による伝達担当
- WP11 伝達・避難誘導班 避難誘導担当



WP7 伝達・避難誘導班 マネジメント担当

業務の目的

- 災害の状況に応じて、避難情報が適時・適切な対象に伝達され、危険な場所にいる居住者等が安全に避難する
- 避難情報の伝達のために必要な人員や機材等を確保し、安全な伝達の実施を管理する



WP8 伝達・避難誘導班 関係機関・団体等への情報伝達担当

業務の目的

- 避難誘導を担う関係機関や団体等が、その地域における災害発生の危険性を理解し、危険な場所にいる居住者等の避難誘導の確実性を高める
- 電話や説明会の実施等により、避難情報の発令とその内容を伝えるべき相手に直接、確実に伝える



WP9 システム等による伝達担当

業務の目的

- 当該市町村内の各地域における災害発生の危険性を広くかつ迅速に伝達することで、危険な場所にいる居住者等がいち早く危険性を理解し、避難行動につなげる
- 情報の受け手の特性に応じて必要な手段を組み合わせて、広く避難情報の発令とその内容を伝える



WP10 広報車による伝達担当

業務の目的

- 危険な場所にいる居住者等が、その地域における災害発生の危険性を身近に理解し、避難行動につなげる
- 避難が必要な地域へ出向き、担当要員の安全を確保しながら、その地域における避難情報の発令とその内容をより確実に伝える



WP11 避難誘導担当

業務の目的

- 居住者や観光客等が、災害発生のおそれのある地域から安全に避難／帰宅できるようにする
- 関係機関等と連携し、居住者や観光客等の避難／帰宅のための情報及び移動手段を提供する



確認テスト

No	問題
1	避難情報を的確に伝達するために、可能な限り全要員を伝達の実働担当として配置することが適切である。
2	避難情報の伝達体制として、想定される災害の規模等に応じて必要な人員や機材等を平時から確保する必要がある。
3	避難情報の伝達体制として、訓練による機器の操作方法等の習得や、報道機関等との関係構築を進めておく必要がある。

問題文が正しい場合は「〇」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト(解答)

No	問題	正解	掲載箇所
1	避難情報を的確に伝達するために、可能な限り全要員を伝達の実働担当として配置する必要がある。	×	管理者及び実働担当を配置する。WP6の「業務の目的」の2項目め及び主な関係者を参照。
2	避難情報の伝達体制として、想定される災害の規模等に応じて必要な人員や機材等を平時から確保する必要がある。	○	内閣府「避難情報に関するガイドライン」p.109-110、WP6の「業務の目的」の2項目めを参照。
3	避難情報の伝達体制として、訓練による機器の操作方法等の習得や、報道機関等との関係構築を進めておく必要がある。	○	内閣府「避難情報に関するガイドライン」p.109-110、WP6の「業務の目的」の2項目めを参照。



WP7

伝達・避難誘導班

マネジメント担当



WP7 伝達・避難誘導班 マネジメント担当

業務の目的

- 災害の状況に応じて、避難情報が適時・適切に対象へ伝達され、危険な場所にいる居住者等が安全に避難する
- 避難情報の伝達のために必要な人員や機材等を確保し、安全な伝達が実施されるよう管理する

主な業務

- 2.1 避難情報の伝達の準備
- 2.2 避難情報の伝達の管理



2.1 避難情報の伝達の準備

- 2.1.1 多様な伝達手段・伝達媒体による避難情報の伝達を指示する
- 2.1.2 発令対象区域の範囲を確認し、避難情報の伝達先及び手段を確認する
- 2.1.3 福祉部局等に対し、要配慮者利用施設等の管理者に対する避難情報の伝達を依頼する
- 2.1.4 避難情報の伝達のために必要な手段や要員を確保し、配置する
- 2.1.5 予め設定した各手段ごとの伝達文案に沿った伝達内容を確認する

内閣府「避難情報に関するガイドライン」p.101-102, 109, 118-120, 124
内閣府「市町村のための水害対応の手引き」p.27-28, 29-32
総務省消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」p.45-46 より作成



2.2 避難情報の伝達の管理

2.2.1 避難情報の伝達の実施状況(伝達先及び手段、内容)を確認する

2.2.2 伝達・避難誘導を行う職員等の安全を確保する

内閣府「避難情報に関するガイドライン」p.101
内閣府「市町村のための水害対応の手引き」p.31
総務省「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」p.33-34 より作成



【参考】コロナ禍における災害時避難の伝達内容

2.1.5「伝達内容」の関連情報

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、
災害時には、**危険な場所にいる人は避難することが原則**です。

知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。**安全な親戚・知人宅に避難すること**も考えてみましょう。
- **マスク・消毒液・体温計**が不足しています。
できるだけ**自ら携行**して下さい。
- 市町村が指定する避難場所、避難所が**変更・増設**されている可能性があります。
災害時には**市町村ホームページ等**で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は**車も含め危険**です。
やむをえず**車中泊**をする場合は、**浸水しないよう周囲の状況等**を十分確認して下さい。

内閣府（防災担当）・消防庁



①安全な場所にいる人まで
避難場所に行く必要は
ない

2階なら安全！
今夜はみんな2階で寝よう！



②安全な親戚・知人宅への
避難も検討する

③マスク・消毒液・体温計を
携行する

④指定緊急避難場所・指定避難所
の位置を確認する

⑤やむを得ず車中泊をする場合は
周囲の状況を十分確認する



多様な避難方法に対応した
伝達内容の整理

内閣府「新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について」より作成



【解説】避難誘導対応職員等の安全確保 対策

2.2.2「職員等
の安全確保」の
関連情報

●避難広報や避難誘導等を行う職員、消防職団員、民生委員などの安全確保

- ・自らの命を守ることが最も基本であり、避難誘導等を行う前提
- ・津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、相互理解を深めること、無線等の情報伝達手段を備えること
- ・避難行動要支援者自らも防災対策を検討するとともに、地域や行政においても支援のあり方を十分議論する

避難行動のルール

＜災害時要援護者支援＞

町内会は、要援護者支援に関する基本任務（率先避難、声かけ、避難所運営等）と、それを超えて対応する場合に備えるべき条件を考えること。

■要援護者支援に関する条件（例示）

- 支援の時間を限定する（地震後15分以内を目安）
- 支援の内容を限定する（安全な避難場所に向かって、率先避難、声かけ、避難所運営等）
- それ以上の支援は、自己責任で行うものとし、町内会の任務としない

要援護者の家族は、必要な移動手段の準備や避難訓練への参加などの**一定の自助**を行うこと。

7



大槌町安渡町内会「東日本大震災を経験しての地区防災計画の見直し」
(内閣府「地域で津波に備える地区防災計画策定委員会」第1回資料3-1)より



確認テスト

No	問題
1	災害の状況に応じて避難行動を強く促すことができるよう、事前に検討した伝達手段・内容・対象を踏まえて、臨機応変な伝達が実施されるよう管理することが重要である。
2	避難情報の呼びかけにあたっては、消防団等の情報伝達者よりも情報の受け手の安全確保を優先して、準備や管理を徹底することが重要である。

問題文が正しい場合は「〇」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト(解答)

No	問題	正解	掲載箇所
1	災害の状況に応じて避難行動を強く促すことができるよう、事前に検討した伝達手段・内容・対象を踏まえて、臨機応変な伝達が実施されるよう管理することが重要である。	○	内閣府「避難情報に関するガイドライン」p.101、WP7の「業務の目的」の1項目めを参照。
2	避難情報の呼びかけにあたっては、消防団等の情報伝達者よりも情報の受け手の安全確保を優先して、準備や管理を徹底することが重要である。	×	各伝達担当の安全確保が第一。内閣府「避難情報に関するガイドライン」p.112、WP7の「業務の目的」の2項目めを参照。



WP8

伝達・避難誘導班

関係機関・団体等への情報伝達担当



WP8 伝達・避難誘導班 関係機関・団体等への情報伝達担当

業務の目的

- 避難誘導を担う関係機関や団体等が、その地域における災害発生の危険性を理解し、危険な場所にいる居住者等の避難誘導の確実性を高める
- 電話や説明会の実施等により、避難情報の発令とその内容を伝えるべき相手に直接、確実に伝える

主な業務

- 2.3 関係機関に対し避難情報の伝達を依頼する



2.3 関係機関に対し避難情報の伝達を依頼する

- 2.3.1 警察や消防等の関係機関に対し避難情報の伝達を依頼する
- 2.3.2 発令対象区域の居住者等に対し、自治会長等を通じて避難情報の伝達を依頼する

内閣府「避難情報に関するガイドライン」p.109-112
総務省消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」p.45-46 より作成



確認テスト

No	問題
1	電話による避難情報の伝達は、対象者に直接情報を伝えるため確実性が高く、デメリットもないことから、可能な限り多くの関係先に電話による伝達をするのがよい。
2	関係機関や団体等に対し、危険な場所にいる居住者や観光客等の避難誘導を呼びかけるためには、電話等により、直接、かつ確実に避難情報の発令内容を伝えるべきである。

問題文が正しい場合は「〇」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト(解答)

No	問題	正解	掲載箇所
1	電話による避難情報の伝達は、対象者に直接情報を伝えるため確実性が高く、デメリットもないことから、可能な限り多くの関係先に電話による伝達をするのがよい。	×	電話は停電や輻輳の影響を受けやすく、同時に複数の相手に連絡ができない。内閣府「避難情報に関するガイドライン」p.112、WP8「業務の目的」の1項目めを参照。
2	関係機関や団体等に対し、危険な場所にいる居住者や観光客等の避難誘導を呼びかけるためには、電話等により、直接、かつ確実に避難情報の発令内容を伝えるべきである。	○	WP8「業務の目的」の2項目めを参照。



WP9

伝達・避難誘導班
システム等による伝達担当



WP9 伝達・避難誘導班 システム等による伝達担当

業務の目的

- 当該市町村内の各地域における災害発生の危険性を広くかつ迅速に伝達することで、危険な場所にいる居住者等がいち早く危険性を理解し、避難行動につなげる
- 情報の受け手の特性に応じて必要な手段を組み合わせて、広く避難情報の発令とその内容を伝える

主な業務

- 2.4 各種システム等を利用して避難情報の伝達を実施する



2.4 各種システム等を利用して避難情報の伝達を実施する

- 2.4.1 避難情報の伝達先の属性等に応じて、利用するシステムや送信の優先順位を決定する
- 2.4.2 収集された各種情報を踏まえて、予め設定した各システム用の伝達文案に沿った伝達文を作成する
- 2.4.3 利用するシステムを稼働し、操作手順を確認する
- 2.4.4 利用するシステムに伝達文を入力し、送信する
- 2.4.5 各システムでの伝達の実施状況を確認し、必要に応じて追加送信等に対応する

内閣府「避難情報に関するガイドライン」p.109-112
内閣府「市町村のための水害対応の手引き」p.31, 34
総務省消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」p.45-46 より作成

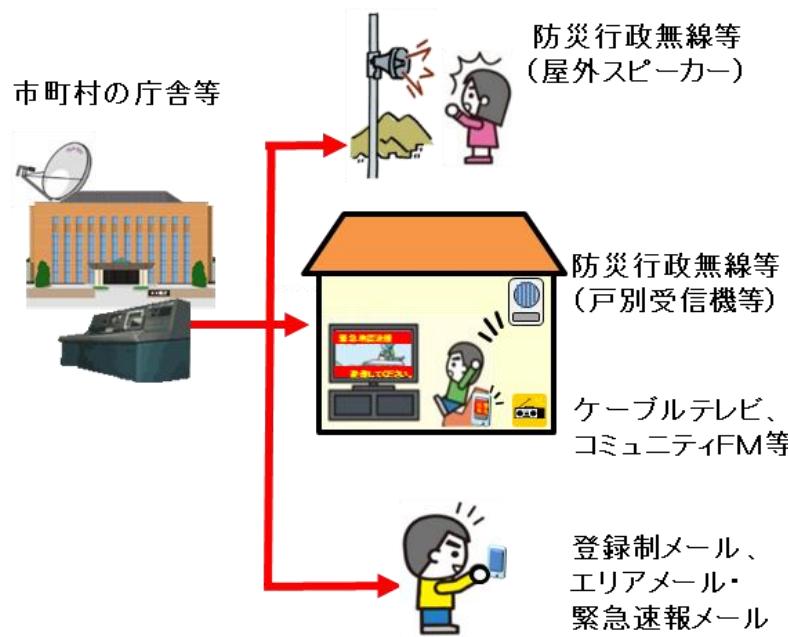


【解説】避難情報の各伝達システム

2.4.1「各システム」とは

●住民へ情報を確実に伝達するために重要なこと

- ・1つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせること
- ・一つ一つの災害情報伝達手段を強靭化すること



伝達手段の例	主な特徴
市町村防災行政無線（同報系）	<ul style="list-style-type: none">市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網で、地域住民に一斉伝達可能屋外スピーカーや各世帯に設置された戸別受信機により情報伝達
ケーブルテレビ	<ul style="list-style-type: none">既存のケーブルテレビネットワークを活用可能テレビ画面でテロップ等の文字情報を伝達することが可能
FM放送	<ul style="list-style-type: none">既存のFMラジオ局を活用可能屋内受信機は平常時はラジオとして活用可能
登録制メール	<ul style="list-style-type: none">あらかじめ利用登録した職員、住民へメール送信速報性があり、テキストに加えURL、画像等も送信可能
エリアメール・緊急速報メール	<ul style="list-style-type: none">指定したエリア内の携帯電話等にメールで一斉配信速報性が高く、通信事業者とのサービス利用契約（無料）で使用可能



2.4.1「各システム」の関連情報

【事例】伝達手段に関する平時の周知

災害時における情報伝達方法

□…情報をアナウンサーが
観知して放送

●…放送されるがその時点で情報の即時性がない
(音・文)…音は音声による告知、文は文字による告知
※夜間等に大規模災害が発生した場合には、飯田エフエム放送(76.3MHz)を利用して、飯田市が緊急放送を行います。

情 報 媒 体	種 別	火災	情 報 の 種 類										
			ゆ れ る 前		震度速報 (震度5弱以上)	土砂災害 警戒情報	特別警報	避難情報	行方不明者	事件等の 情報			
			東海地震 予知情報	緊急 地震速報 (震度5弱 以上)									
1 防災行政無線 【同報系屋外子機】	市内全域や地区ごとに火災発生、避難情報、行方不明者情報などの屋外放送をします。震度速報(5弱以下)、土砂災害警戒情報、特別警報、火山情報、国民保護に関する情報は自動的に合成音声(機械の声)でお知らせします。	無線告知		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>					
2 防災行政無線フリーダイヤル 【0120-915-460】	防災行政無線による放送を、電話で聞くことが出来ます。フリーダイヤルで料金がかかりません。放送直後は電話がかかりにくい場合があります。	NTT電話		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		<input type="radio"/>					
3 火災告知・テレホン案内 【22-5500】	火災発生のお知らせのみ電話で聞くことが出来ます。	NTT電話		<input type="radio"/>									
4 いいだ安全・安心メール 【火災】	希望した市町村の火災発生・鎮火情報が電子メールで配信されます。消防本部で手入力しているため防災無線放送より時間がかかります。	電子メール		<input type="radio"/>									
5 いいだ安全・安心メール 【気象・災害・警報ほか】	火災以外の災害などのお知らせを電子メールで配信します。土砂災害警戒情報が発表されたときは、発表と同時にメール配信します。基本的に防災行政無線放送と同一内容をお知らせします。	電子メール			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>					
6 NTTdocomo「エリアメール」 au、ソフトバンク「緊急速報メール」 【対応機種】	緊急地震速報、土砂災害警戒情報、避難情報、火山情報、国民保護情報など極めて危険度の高い重要な情報を提供します。	携帯電話 ・スマートフォン			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
7 飯田市webサイト 【ホームページ】	災害発生時に発生箇所やライフラインの状況、避難情報などを随時お知らせします。	インターネット			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>					
8 飯田エフエム放送 【76.3MHz】	アナウンサーが防災行政無線や安全安心メールの内容を確認後、放送します。遠山地域ではケーブルテレビで聞くことが出来ます。	FMラジオ		<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="checkbox"/>					
9 飯田エフエム放送 防災アプリ【スマートフォン】	専用アプリをダウンロードするとスマートフォンでエフエム放送を聞くことができます。緊急情報は画面にポップアップで表示されます。	スマートフォン		<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>				
10 飯田ケーブルテレビ 結いチャンネル【12ch】	放送中に防災行政無線の音声が割り込まれます。テレビのリモコンの4ボタンを押すデータ放送画面にして「緊急放送」を選択するといいだ安全安心メールの内容を見ることが出来ます。	ケーブルテレビ		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
11 飯田ケーブルテレビ 安心ホットライン【音声告知端末】	防災行政無線の放送と同じ内容を同時に聞くことができます。緊急地震速報にも対応しています。(月額利用料:1515円税込)	ケーブルテレビ		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
12 ツイッター、フェイスブック 【パソコン・スマートフォン】	いいだ安全・安心メール(気象・災害・警報ほか)の内容ほか、ライフラインの状況、避難情報などを随時お知らせします。	SNS		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>					



確認テスト

No	問題
1	どの手段を用いて情報を伝達しても、情報の受け手となる住民は常に同じである。
2	情報の受け手にとっては、様々な媒体から情報が届くと混乱を招く恐れがあるため、伝達手段を限定するべきである。

問題文が正しい場合は「〇」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト(解答)

No	問題	正解	掲載箇所
1	どの手段を用いて情報を伝達しても、情報の受け手となる住民は常に同じである。	○	手段によって情報の受け手は異なる。WP9「業務の目的」の1項目めを参照。
2	情報の受け手にとっては、様々な媒体から情報が届くと混乱を招く恐れがあるため、伝達手段を限定するべきである。	×	輻輳や停電なども考慮し、多重化が望ましい。内閣府「避難情報に関するガイドライン」p.109、WP9「業務の目的」の2項目めを参照。



WP10

伝達・避難誘導班

広報車による伝達担当



WP10 伝達・避難誘導班 広報車による伝達担当

業務の目的

- 危険な場所にいる居住者等が、その地域における災害発生の危険性を我がこと感を持って理解し、避難行動につなげる
- 避難が必要な地域へ出向き、担当要員の安全を確保しながら、その地域における避難情報の発令と発令内容をより確実に伝える

主な業務

- 2.5 広報車による避難情報の伝達及び避難誘導を実施する



2.5 広報車による避難情報の伝達及び避難誘導を実施する

- 2.5.1 広報車による避難情報の伝達のための人員及び車両等を確保する
- 2.5.2 発令対象区域へのアクセスルート及び同地域内の巡回ルートを計画する
- 2.5.3 各要員の分担や安全確保のための退避ルール等の注意事項を確認する
- 2.5.4 広報車による避難情報の伝達及び避難所等への誘導を開始する
- 2.5.5 広報車による避難情報の伝達及び避難所等への誘導を終了する（安全確保のために退避する）



確認テスト

No	問題
1	災害発生のおそれが生じ、避難情報が発令された場合、危険な地域にいる居住者等に対して広報車を用いて伝達することは、その居住者等に自分ごとと認識させるための一つの手段である。
2	避難情報の情報を必要とする住民は至るところにいるため、あえて事前から巡回ルートを計画する必要はない。

問題文が正しい場合は「〇」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト(解答)

No	問題	正解	掲載箇所
1	災害発生のおそれが生じ、避難情報が発令された場合、危険な地域にいる居住者等に対して広報車を用いて伝達することは、その居住者等に自分ごとと認識させるための一つの手段である。	○	WP10「業務の目的」の1項目めを参照。
2	避難情報の情報を必要とする住民は至るところにいるため、あえて事前から巡回ルートを計画する必要はない。	×	安全確保のため、巡回ルートの計画は必要。WP10「業務の目的」の2項目め、2.5.2を参照。



WP11

伝達・避難誘導班

避難誘導担当



WP11 伝達・避難誘導班 避難誘導担当

業務の目的

- 居住者等が、災害発生のおそれのある地域から安全に避難できるようにする
- 関係機関等と連携し、居住者等の避難のための情報及び移動手段を提供する

主な業務

- 2.6 居住者等の避難誘導を実施する



2.6 居住者等の避難誘導を実施する

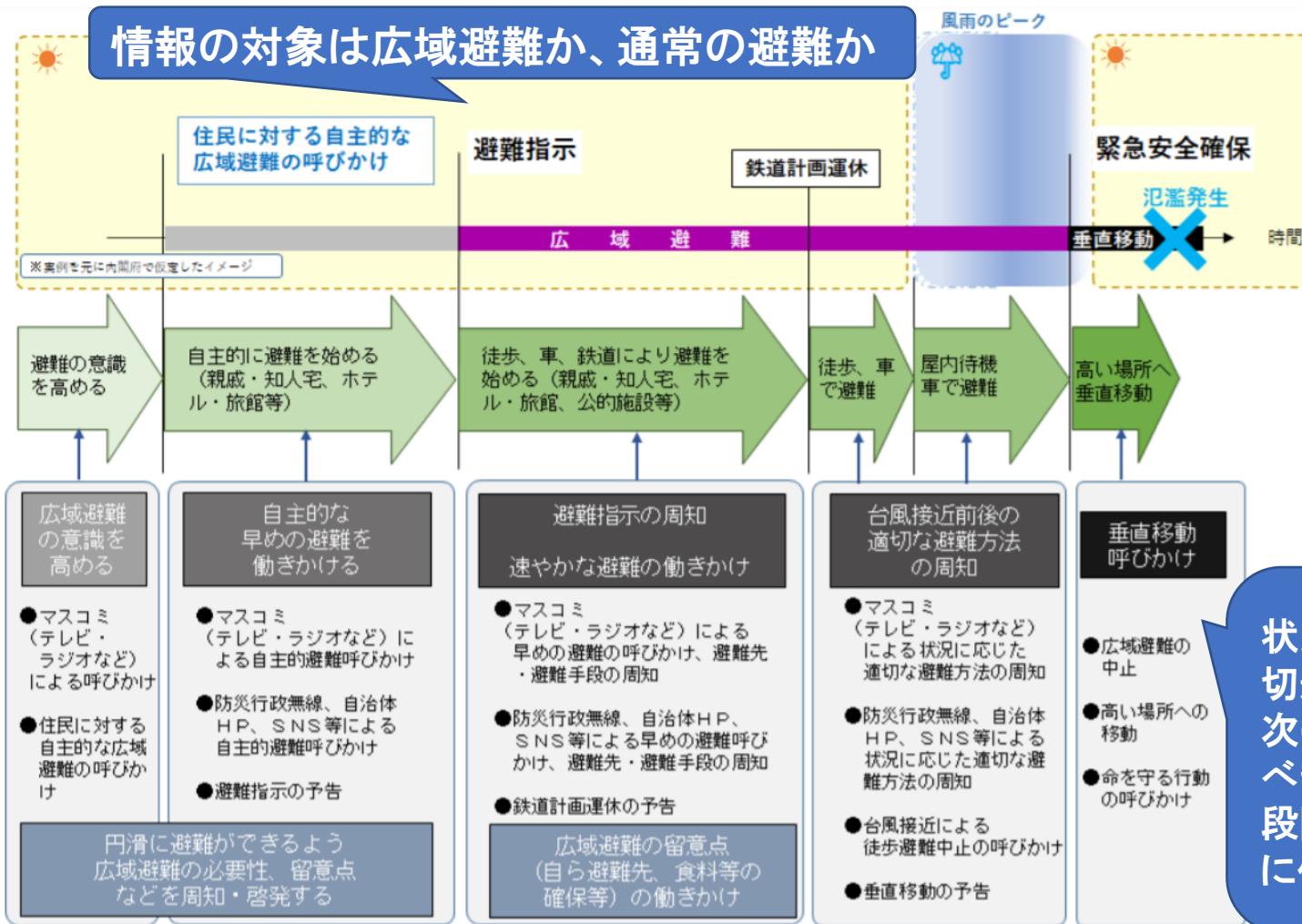
- 2.6.1 【広域避難】発令対象区域の居住者等に対し、避難先や避難手段等の情報を提供する
- 2.6.2 必要に応じて、関係団体・事業者等と連携し、避難者の輸送手段を提供する

内閣府「避難情報に関するガイドライン」p.121, 122
内閣府「水害からの広域避難に関する基本的な考え方」p.44-46
総務省消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」p.54 より作成



【解説】広域避難における避難情報の伝達

2.6.1「広域避難」における情報提供とは



確認テスト

No	問題
1	災害時には、居住者のみならず、観光客等の安全確保も市町村の役割の一つである。
2	災害時の避難誘導・帰宅支援にあたり、交通機関や警察、その他関係機関との連携が必要である。
3	広域避難であっても住民にとっては通常の避難と必ず同じ避難行動であるため、伝達する情報を変更せず、統一すべきである。

問題文が正しい場合は「〇」
間違っている場合は「×」でお考えください。

解答は次のページです。



確認テスト(解答)

No	問題	正解	掲載箇所
1	災害時には、居住者のみならず、観光客等の安全確保も市町村の役割の一つである。	○	WP11「業務の目的」の1項目めを参照。
2	災害時の避難誘導・帰宅支援にあたり、交通機関や警察、その他関係機関との連携が必要である。	○	必要に応じて事業者等とも連携して、移動手段の確保を支援する。 WP11「業務の目的」の2項目めを参照。
3	広域避難であっても、住民にとっては通常の避難と必ず同じ避難行動であるため、伝達する情報を変更せず、統一すべきである。	×	状況に応じて避難情報の変更を検討。 WP11「業務の目的」の2項目め、【解説】を参照。

